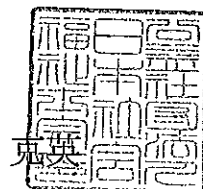


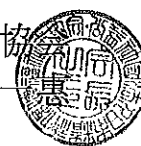
平成26年9月24日

内閣府特命担当大臣  
有村 治子 殿

公益社団法人日本社会福祉士会  
会長 鎌倉



公益社団法人日本精神保健福祉士協会  
会長 柏木



## 子どもの貧困対策を総合的に推進するための要望

### ○要望趣旨

「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、いわゆる貧困の連鎖により子どもたちの未来が閉ざされることのないよう、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会均等を図るなど、子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、現在の子どもの支援体制では不十分です。現行の支援体制の早急な改善を要望いたします。

### ○要望事項

#### 1. 子どもの支援体制整備について

子どもの貧困対策は学校で行うことが効果的かつ効率的であることから、スクールソーシャルワーカーの常勤配置や窓口機能を学校に整備するなど、子どもの支援体制の整備を推進してください。

#### 2. スクールソーシャルワーカーとなる人材について

スクールソーシャルワーカーは福祉の専門的知識と相談援助技術を有することが必要なことから、国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士を原則とすることを明記してください。